

○外務省告示第二百五十五号
 平成十五年五月二日にタカール(セネガル)で食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がモーリタニア・イスラム共和国政府との間に行われた。
 1 援助の目的及び内容 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与
 2 贈与の限度額 三億円
 3 贈与の使用期限 平成十六年三月三十一日まで
 4 署名者
 日 本 側 中島明在モーリタニア大使
 モーリタニア側 モハメド・エル・モクタール・ウルド・モハメド・ヤフヤ在セネガル モーリタニア大使
 平成十六年六月十一日 外務大臣 川口 順子

○外務省告示第二百五十六号
 平成十五年五月二日にタカール(セネガル)で無償資金協力に関する次の概要の書簡の交換がモーリタニア・イスラム共和国政府との間に行われた。
 1 援助の目的及び内容 貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、モーリタニアの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。
 2 贈与額 九千二百四十七万七千円
 3 署名者
 日 本 側 中島明在モーリタニア大使
 モーリタニア側 モハメド・エル・モクタール・ウルド・モハメド・ヤフヤ在セネガル モーリタニア大使
 平成十六年六月十一日 外務大臣 川口 順子

○外務省告示第二百五十七号
 平成十五年五月十四日に東京で、職業訓練センター拡充計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。
 1 援助の目的及び内容 職業訓練センター拡充計画を実施するために必要な
 (a) 職業訓練センターの拡充に必要な生産物及び役務の供与
 (b) 機材及びその据付けに必要な役務の供与
 (c) 前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務の供与
 平成十六年六月十一日 外務大臣 川口 順子

2 贈与の限度額 七億五千九百万円
 3 贈与の使用期限 平成十六年三月三十一日まで
 4 署名者
 日 本 側 中島明在セネガル大使
 セネガル側 シエイク・アジブ・スマレ経済・財政大臣付予算担当大臣
 平成十六年六月十一日 外務大臣 川口 順子

○外務省告示第二百五十八号
 平成十五年五月十四日に東京で、第四次小学校教室建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。
 1 援助の目的及び内容 第四次小学校教室建設計画を実施するために必要な
 (a) 小学校教室及び附属施設の建設に必要な生産物及び役務の供与
 (b) 機材及びその調達に必要な役務の供与
 (c) 前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務の供与
 (d) 前記(a)及び(b)の生産物の維持・管理指導に必要な役務の供与
 2 贈与の限度額 十一億八百万円
 3 贈与の使用期限 平成十六年三月三十一日まで
 4 署名者
 日 本 側 中島明在セネガル大使
 セネガル側 シエイク・アジブ・スマレ経済・財政大臣付予算担当大臣
 平成十六年六月十一日 外務大臣 川口 順子

○特許庁告示第五号
 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第三十四号)第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十九年九月二十一日特許庁告示第二号(特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件)の一部を次のように改正し、平成十六年八月一日から施行する。
 平成十六年六月十一日 特許庁長官 今井 康夫
 第二号中「二十一万三千七百円」を「二十万百円」に改める。

○国土交通省告示第六百四十六号
 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成十六年三月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)第十二条の規定に基づき、告示する。
 平成十六年六月十一日 国土交通大臣 石原 伸晃

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4632号	航海用レーダ	FAR-2127-12	古野電気株式会社	兵庫県西宮市坊原町9番52号
第4633号	航海用レーダ	FAR-2127-20	"	"
第4634号	航海用レーダ	FAR-2127-24	"	"
第4635号	航海用レーダ	FAR-2117-20	"	"
第4636号	航海用レーダ	FAR-2127-12	"	"
第4637号	航海用レーダ	FAR-2127-20	"	"
第4638号	"	FAR-2127-24	"	"
第4639号	"	FAR-2117-20	"	"
第4640号	自動物標追跡装置	FA-2107	"	"

○国土交通省告示第六百四十七号
 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成十六年三月十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)第十二条の規定に基づき、告示する。
 平成十六年六月十一日 国土交通大臣 石原 伸晃

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第F-247号	仕切り甲板(A-60級)	TIGRTEX-03-60A	太平工業株式会社	京都府京都市右京区西院金堀町8番地
第F-248号	表面仕上材(上張り材)	NSP-F	株式会社ニッタク	東京都中央区東日本橋三丁目3番7号
第F-250号	防火戸(B15級)	FIRE RETARDING DOOR TK-15	株式会社大興産業	広島県徳島郡向島町9515番地の1